

資 料

(検討の経過、設置要綱、委員名簿)

検討の経過

	開催日	議題
第1回	平成15年3月20日	・ 会長・副会長の選任 ・ 懇談会の運営について ・ 千葉市の公園緑地行政について
第2回	平成15年5月29日	・ 中央公園フラワーフェスティバルの視察 ・ 花のあふれるまちづくりの推進に関する本市の施策について
第3回	平成15年11月12日	・ 花のまちづくり先進事例について ・ 千葉市の今後の方向性について ・ 花と緑のまちづくり基本認識の検討について
第4回	平成18年3月30日	・ 前回までの懇談会のまとめ ・ 千葉市の公園緑地行政の現状について ・ これからの検討内容について
第5回	平成18年8月25日	・ 検討事項の概要について ・ 魅力ある公園について
第6回	平成19年2月5日	・ 検討事項の整理について ・ 魅力ある公園にするための管理・運営の課題について（課題の整理）
第7回	平成19年12月19日	・ 魅力ある公園にするための管理・運営について（提言案の作成）
第8回	平成20年3月24日	・ 魅力ある公園にするための管理・運営について（提言案のまとめ）

千葉市都市緑花懇談会設置要綱

（設置）

第1条 本市は、市民とともに緑豊かで花のあふれるまちづくりを実現するため、その施策展開等について調査検討を行うことを目的として、千葉市都市緑花懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、次に掲げることについて提言する。

- （1）花のあふれるまちづくりの推進に関すること
- （2）都市緑化の推進に関すること
- （3）緑地の保全に関すること
- （4）その他必要と認められること

（組織）

第3条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）都市緑化関係団体の代表者
- （3）市民団体等の代表者
- （4）公募市民

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第6条の2 懇談会に、第2条に規定する所掌事務のうち、特に専門の事項について、調査検討等を行うため、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、会長が指名する懇談会委員をもって組織する。
- 3 小委員会に委員長及び副委員長を置き、小委員会の委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を掌理し、小委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、小委員会における検討の経過及び結果を懇談会に報告しなければならない。
- 7 前各号に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の同意を得て定める。

(専門委員)

第7条 懇談会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する審議が調査終了したときに退任する。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係職員等に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、都市局公園緑地部緑政課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

千葉市都市緑花懇談会委員名簿

(平成15年3月20日～17年3月19日)

会長 ○副会長

氏 名	区 分	役職等
たしろ よりたか 田代 順孝	学識経験者	千葉大学園芸学部 教授
さくらば しょうこ 櫻庭 晶子	学識経験者	筑波技術短期大学 建築工学科 助教授
ふくかわ ゆういち 福川 裕一	学識経験者	千葉大学工学部 教授
かわかみ さちお ○川上 幸男	学識経験者	京成バラ園芸株式会社 顧問
ふくい るみこ 福井 瑠美子	都市緑化関係団体の代表者	千葉市緑化推進協議会 副会長
のむら かずこ 野村 和子	都市緑化関係団体の代表者	NPO 法人バラ文化研究所 副理事長
おかもと まさお 岡本 正夫	都市緑化関係団体の代表者	(社)千葉市園芸協会 常務理事
おがわ ともあき 小川 知昭	市民団体等の代表者	千葉市森林組合 代表理事
ブリスセシール	市民団体等の代表者	千葉大学 自然科学研究科 多様性科学専攻
ひろはた まちこ 廣畠 真知子	市民団体等の代表者	森林インストラクター
なかじま かずえ 中島 一枝	市民団体等の代表者	まちづくりちば市民の会 副会長
なみま ひでお 浪間 日出男	公募市民	
あきもと かずこ 秋元 和子	公募市民	

千葉市都市緑花懇談会委員名簿

(平成18年3月30日～20年3月29日)

会長 ○ 副会長

氏 名	区 分	役職等
たしろ よりたか 田代 順孝	学識経験者	千葉大学大学院園芸学研究科 教授
さくらば しょうこ 櫻庭 晶子	学識経験者	筑波技術大学 産業技術学部 助教授
ふくかわ ゆういち 福川 裕一	学識経験者	千葉大学大学院工学研究科 教授
かわかみ さちお ○ 川上 幸男	学識経験者	(社)日本植物園協会名誉会員
ふくい るみこ 福井 瑠美子	都市緑化関係団体の代表者	千葉市緑化推進協議会 副会長
のむら かずこ 野村 和子	都市緑化関係団体の代表者	NPO 法人バラ文化研究所 副理事長
おかもと まさお 岡本 正夫	都市緑化関係団体の代表者	(社)千葉市園芸協会 常務理事兼花卉部長
つかはら みちお 塚原 道夫	市民団体等の代表者	NPO 法人みどりのネットワーク千葉 理事兼事務局長
ひろはた まちこ 廣畠 真知子	市民団体等の代表者	森林インストラクター
なかじま かずえ 中島 一枝	市民団体等の代表者	まちづくりちば市民の会 副会長
くりもと ていぞう 栗本 悌蔵	公募市民	
たかしま えつこ 高嶋 悦子	公募市民	